

## 第5 低所得者に関すること



### 1 生活保護とはどんな制度でしょうか

私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活が苦しくなってしまうことがあります。

日本国憲法第25条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。

生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう支援することを目的とした制度です。したがって、保護を受ける人は、自分の生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

#### (1) 生活保護を受けるには

生活保護を受けようとする人は、次のような努力をしてください。

- 働くことが出来る人は能力に応じて働き、収入を得る努力をしてください。病気やケガなどの正当な理由がないのに自分の都合で働かない(求職活動をしない)場合は、生活保護は受けられません。
- 生活費にあてることが出来る資産は処分して生活費にあてるようつとめてください。例えば、生活に直接関係のない土地や家屋、預貯金、株券などの有価証券、車、貴金属など。また、居住用の不動産を所有している場合は、不動産担保の貸付制度を活用してください。
- 年金、恩給、手当(児童扶養手当、児童手当など)、健康保険、雇用保険金、傷病手当金など生活保護以外の法律や制度で受けることができるものは生活保護に優先して活用してください。
- 夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者に当たります。困っている状況を相談し、できるだけ援助を受けるようつとめてください。離婚したときは、前夫(妻)と子どもの養育費について話し合いをして適正な養育費を求めるようつとめてください。
- 生活に役立つものがあれば活用してください。例えば、生命保険の入院給付金、解約返戻金、交通事故による賠償金など。
- 過去に年金担保貸付を利用したことにより、生活保護を受けたことがある方が、再度年金を担保に借り入れをして生活に困窮した場合は、原則として、生活保護が受けられません。

## (2) 生活保護を受けるまでの手続き

### ア. 生活保護の相談と申請

- 生活保護の相談は誰でも出来ますが、申請は本人、その扶養義務者又はその他の同居の親族に限られます。
  
- 生活保護の相談や申請をする場合は、申請理由、直近の生活状況、職歴、家庭の状況、扶養義務者の状況、資産の状況などをお聞きします。他人に知られたくないこともあると思いますが、守秘義務によって秘密は守られますのでご安心ください。
  
- 虚偽の申請をして保護を受けた場合は、罰せられることがあります。

### イ. 調査

生活保護の申請をすると、生活福祉課の担当員(ケースワーカー)が家庭訪問等によって保護が必要かどうかの調査をします。

- 生活保護を申請するときは、次の書類等を確認させていただきます。

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ○印鑑              | ○生命保険証書             |
| ○前3ヶ月分の給与明細書     | ○家賃、地代の契約書          |
| ○年金手帳            | ○扶養義務者一覧            |
| ○各種年金、恩給証書と改定通知書 | ○車検証・任意保険証書         |
| ○負債の一覧           | ○生活歴、職歴、病歴          |
| ○傷病手当金支払通知書      | ○年金受給者記録照会票         |
| ○預貯金通帳全部〔記帳済のもの〕 | ○身体障害者手帳・精神福祉手帳     |
| ○健康保険証・介護保険証     | ○土地・建物の登記簿謄本        |
| ○土地、建物の権利証       | ○マイナンバーカード(個人番号カード) |
| ○運転免許証・各種免許証     | ○住民基本台帳カード          |

### ウ. 決定

調査結果をもとに、国の基準により保護が必要かどうか、必要な場合はどの程度必要かを判断し、原則として申請日から14日以内(遅くとも30日以内)に決定して文書で通知します。

## (3) 生活保護の種類は

生活保護にはつぎの8つの種類の扶助があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| ①生活扶助 | 食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用     |
| ②住宅扶助 | 家賃、地代や住宅の維持・補修に必要な費用          |
| ③教育扶助 | 義務教育に必要な学用品・給食費などの費用          |
| ④医療扶助 | 病気やけがの治療に必要な費用                |
| ⑤介護扶助 | 介護保険によるサービスを受けるために必要な費用       |
| ⑥出産扶助 | 出産に必要な費用                      |
| ⑦生業扶助 | 技能修得や就職の支度に直接必要な費用、高校就学に必要な費用 |
| ⑧葬祭扶助 | 葬祭に必要な費用                      |

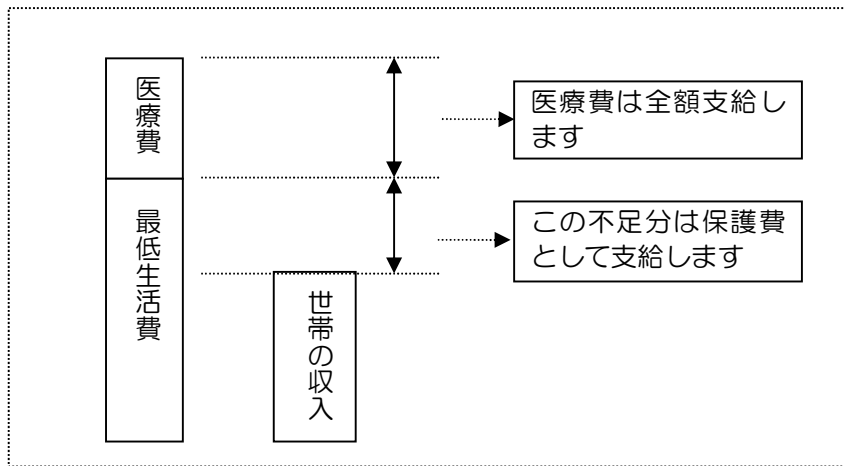
#### (4) 生活保護の仕組みは

生活保護では、世帯全員の収入と国が定めた月ごとの最低生活費を比べたうえで、その不足分を保護費として支給することになります。

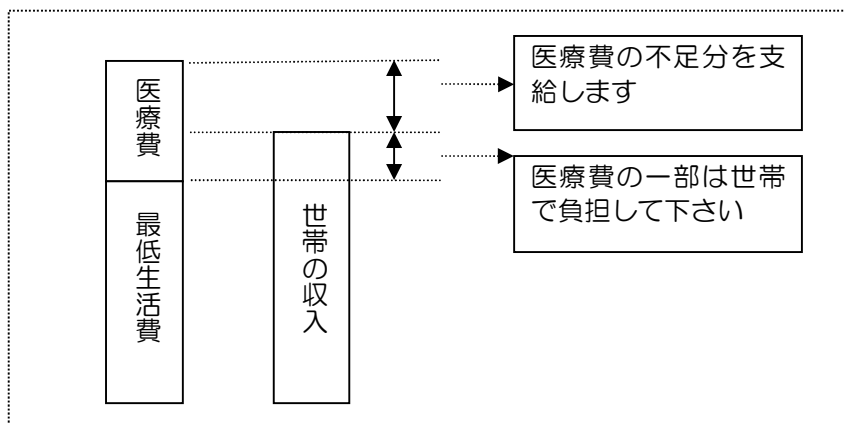
- ◎最低生活費とは、家族の人数や年齢などをもとにして、国が定めた最低限の生活に必要な費用です。
- ◎収入とは、その世帯の勤労収入や年金、手当、仕送り、臨時収入などを合計したものです。
- ◎働いて得た収入からは、基礎控除や必要経費などの控除が認められています。
- ◎就労収入により自立(生活保護から脱却)した場合、就労自立給付金が支給される場合があります。

#### 生活保護の仕組み(図解)

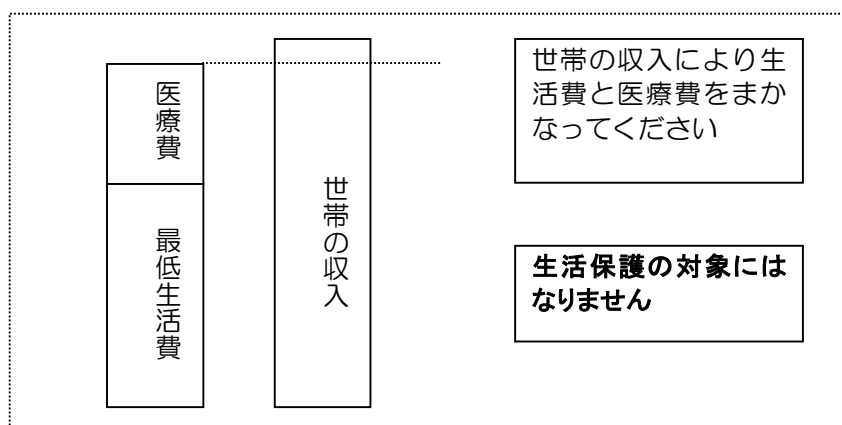
##### ① 収入が最低生活費より少ない場合



##### ② 収入が最低生活費より多いが医療費の全額までは負担できない場合



### ③ 収入が最低生活費と医療費の合計より多い場合



### (5) 生活保護受給中の権利と義務は

生活保護は、最低生活の維持のための給付であり、その費用は国民の税金によって賄われていますから、保護受給者には特別の権利が与えられている一方、義務も課せられています。

#### ア. 権利

- ① 保護受給者は、正当な理由がなければ、すでに決定された保護を不利益に変更されません。
- ② 保護費として受け取ったお金は、税金がかかったり差押えられたりすることはありません。
- ③ 決定した保護の内容に納得できないときは、不服申立てをすることができます。

#### イ. 義務

##### ① 譲渡禁止

保護受給者は、保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。

##### ② 生活上の義務

- ・ 生活保護は、最低限の生活の保障ですので、家計の節約を図って、生活の維持と向上につとめてください。(生活用品・家具・家電などの生活必需品の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としています。)
- ・ 家族のなかで働ける人はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。
- ・ 生活保護受給中に貸付を受けたり、生活保護費を借入金の返済等に充てることはしてはいけません。
- ・ パチンコ・競馬などのギャンブルは慎んでください。
- ・ 扶養義務者から援助してもらえるように努力してください。
- ・ 病気の人は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。
- ・ 自動車の保有および使用(他人名義の自動車を含む)は、原則として認められません。

## ウ. 届出の義務

①収入および収入額の変更は、すべて申告してください。なお、働いて得た収入からは、基礎控除や必要経費などが控除として認められています。

- ・ 給料や内職などの就労収入(給料明細書などを添付してください。)
- ・ 年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入(支払通知などを添付してください。)
- ・ 仕送り、賞与や保険金、慰謝料などの臨時収入
- ・ 高校生がアルバイトをしたときも必ず届けてください。(未成年者控除があります。又は、修学旅行費・学習塾費・大学等の入学費用に充てることができます。)
- ・ 収入の有無に関わらず 収入申告書を定期的に提出してください。
- ・ 収入の全くない人も、1年に1回は「無収入」の申告が必要です。

②資産申告をしてください。

- ・ 1年に1回は「資産申告書」を提出してください。(世帯全員の預金通帳の写しなどを添付)

③生活状況が変わったときは、すみやかに連絡してください。

- ・ 就職や退職、内職の変更など
- ・ 世帯員の転出や転入、妊娠、結婚、死亡など
- ・ 進学や卒業、中退などされる時
- ・ 交通事故などにあわれたとき(治療を受ける時は、事前に届出が必要です。)
- ・ 長期間留守にされる時
- ・ 家賃や地代が変わったとき
- ・ 転居しなければならなくなったとき
- ・ 扶養義務者の住所が変わったとき

## エ. 指示などに従う義務

福祉事務所には、保護受給中の人に対して生活の維持や向上など、保護の目的の達成に必要な指導や指示をすることが認められています。この指導や指示には必ず従ってください。従わない場合は、保護の受給が続けられなくなることがあります。

### (6) 病気になったり介護が必要になったときは

- ① 病気で受診するときや介護保険による介護サービスを利用される時は、事前に福祉事務所へ申請してください。
- ② 同じ病気で二つ以上の病院にかかることがないようにしてください。
- ③ 病気が治ったり、途中で通院をやめる場合は、すみやかに連絡してください。
- ④ 入院、退院をされたときは、すみやかに連絡してください。
- ⑤ 医師の指導に従って治療に努め、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。
- ⑥ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用するようお願いします。

## (7) 保護費の支給は

保護費は原則として毎月1日にお支払いします。なお、1日が土曜日・日曜日の場合は、その直前の開庁日にお支払いします。

また、1月分は、12月最後の開庁日の前日に、4月分は4月1日が土曜日・日曜日の場合には、その直後の開庁日にお支払いします。

## (8) 保護費を返してもらうこともあります

### ア. 資産がありながら保護を受けた場合

さし迫った事情のため資産があるにもかかわらず保護を受けたとき、年金・手当などを受けられなかった人が遡ってそれらを受給したとき、交通事故の賠償金を受け取ったときなどは、原則として、その収入の範囲内で保護費を返還していただくこととなります。

### イ. 不正に保護を受けた場合

虚偽の申請、又は、収入があるのに申告をしないなど不正に保護を受給した場合には、不正に受給した保護費全額を返還していただきます。

さらに、この際には、懲役、または罰金に処せられることがあります。

## (9) 地区担当員(ケースワーカー)とは

地区担当員は、適正な保護を行う目的で、定期的および必要に応じて生活状況把握のため各家庭を訪問します。また、保護を受けている世帯の生活の維持・向上をはかるために必要な質問や助言を行いますので協力をしてください。

地区担当員は皆さんのよき相談相手でもありますので、困ったことや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

## (10) 民生委員・児童委員とは

福祉事務所と協力関係にある民生委員・児童委員は、それぞれの地区の困っている人たちなどの相談に応じ、福祉事務所への橋渡しの役割をしてもらっています。皆さんの身近な相談相手ですので、気軽に相談してください。

## (11) 生活保護を受けている、40歳以上の方に対する健康診査について (生活保護者等健康診査)

### ◆対象者

一宮市内に住所を有する生活保護受給者で今年度に40歳以上になる方

### ◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は「健康ひろば」をご覧ください。)

### ◆実施期間

5月1日～10月31日(10月は混み合いますので、早めの受診をお勧めします。)

### ◆検査内容

基本的な項目として問診、身体診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査  
ただし、医師の判断により貧血検査、心電図検査、眼底検査を選択的に実施



## 2 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至ってはいないものの、生活に困窮している方(就労の状況、心身の状況、地域との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方)に対し、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施し、生活困窮者の方の社会的経済的自立を図ります。

### (1) 自立相談支援

失業、借金、病気などの問題を多く抱え、経済的に苦しく、生活に困っている方に対し、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ります。

困りごとを聞いて、その問題・課題を整理し、解決に向け、相談者と一緒に考え、必要に応じ専門的な窓口に繋がります。

#### ◆対象

市内に在住し、生活保護を受給していない方

#### ◆申込方法

お待ちいただく時間が長くないようにするため、できるだけ予約の電話をお願いします。

#### ◆申込場所・問い合わせ先

本庁舎2階24番(生活福祉課 生活支援相談室) 電話28-9145(直通)

### (2) 住居確保給付金

離職や休業により、住宅を失った方又は失うおそれのある方に対する賃貸住宅の家賃額を給付するとともに就労支援等を実施し、住宅及び就労機会に向けた支援を行います。

#### ◆支給対象者

- ① 住宅を失った又は賃貸住宅に居住しているが住宅を失うおそれがある。
- ② 離職・廃業から2年以内、又は、やむを得ない休業等により収入が減少している。
- ③ 申請者及び申請者と同居している者の収入の合計額が次の金額以下である。

単身世帯	81,000円＋申請者の住居の家賃額(上限 37,000円)
二人世帯	124,000円＋申請者の住居の家賃額(上限 44,000円)
三人世帯	159,000円＋申請者の住居の家賃額(上限 48,100円)
四人世帯	197,000円＋申請者の住居の家賃額(上限 48,100円)
五人世帯	235,000円＋申請者の住居の家賃額(上限 48,100円)

※ 家賃額には管理費や共益費等は含みません。

- ④ 申請者及び申請者と同居している者の預貯金の合計額が次の金額以下である。
- |        |            |
|--------|------------|
| 単身世帯   | 486,000円   |
| 二人世帯   | 744,000円   |
| 三人世帯   | 954,000円   |
| 四人世帯以上 | 1,000,000円 |



- ⑤ 離職等前に申請者が就労して得た収入で生計を維持していた。(離職等後、離婚などにより主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ⑥ 就労能力及び常用就職意欲がある。
- ⑦ 申請者及び申請者と同居している者が職業訓練受講給付金等を受給していない。
- ⑧ 申請者及び申請者と同居している者が暴力団員でない。

#### ◆支給額

支給額 = 家賃額 - ( 申請月の世帯全員の収入 - 基準額 )

※ 家賃額には管理費や共益費等は含みません。

※ 支給額の上限月額

単身世帯	37,000円
二人世帯	44,000円
三人～五人世帯	48,100円
六人世帯	52,000円
七人世帯以上	58,000円

※ 基準額

単身世帯	81,000円
二人世帯	124,000円
三人世帯	159,000円
四人世帯	197,000円
五人世帯	235,000円

#### ◆支給期間

原則3か月

ただし、受給中は、誠実かつ熱心に求職活動を行っていただくことになります。

#### ◆申込場所・問い合わせ先

本庁舎2階24番(生活福祉課 生活支援相談室) 電話28-9145(直通)

### (3) 家計改善支援

家計に課題を抱える方に対し、収支の状況に応じた支援計画や家計表を作成します。また、情報提供のほか、必要に応じて債務整理や福祉資金貸付等を紹介し、早期に家計再建できるよう支援します。

#### ◆対象

市内に在住し、生活保護を受給していない方で、節約や家計管理に不安がある方

#### ◆申込場所・問い合わせ先

本庁舎2階24番(生活福祉課 生活支援相談室) 電話28-9145(直通)

### (4) 就労準備支援

複合的な課題を抱え、直ちに就労することが困難な方に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施します。

#### ◆対象

市内に在住し、(2)住居確保給付金、支給対象者③④の要件を満たす方

◆申込場所・問い合わせ先

本庁舎2階24番(生活福祉課 生活支援相談室) 電話28-9145(直通)

### 3 各種貸付事業

#### (1) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯・障害者世帯又は介護の必要な高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長・促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

◆貸付種類

福祉資金	
福祉費	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	住宅の増改築・補修等に必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	葬祭に必要な経費、住居の移転等、就職の支度、その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	医療費、介護費の支払等の臨時の生活費
	給与等の盗難、紛失による臨時の生活費
	火災等の被災による臨時の生活費
教育支援資金	
教育支援費	学校教育法に規定する高校・短大・大学等に就学するのに必要な経費

教育支援資金	
就学支度費	上記学校に入学する際に必要な経費
総合支援資金	
生活支援費	失業等で生活困窮となった世帯に対し、就職するまでの必要な生活費
住宅入居費	住居確保給付金支給対象者が、賃借契約を締結する為に必要な経費
一時生活 再建費	失業等により、新たに就業するために必要な支度費
	公共料金の滞納により、日常生活が著しく困難になる場合、その滞納分の支払いに必要な経費
不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	低所得で、世帯員全員が65歳以上の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(土地)を担保に生活資金を貸付
要保護向け不動産担保型生活資金	世帯員全員が65歳以上の要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付

◆**限度額・償還期間**

種類により、貸付金額、据置期間、償還期間などが異なります。

◆**連帯保証人**

原則1人必要（ただし、困難な場合はなくても申請可。）

緊急小口資金、教育支援資金は不要。

ただし、教育支援資金は、連帯借受人が必要。

◆**利子**

無利子。ただし、連帯保証人がない場合は、据置期間終了後、年1.5%です。

不動産担保型生活資金は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率です。

◆**申し込み**

随時受付。ただし、就学支度費は合格発表後、当該学校に入学するまで。事務局(本部)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、担当民生委員の調査書及びその他関係書類を添えて提出してください。

◆**問い合わせ先** 社会福祉協議会 P158参照

◆貸付の可否

審査会后、結果を文書で通知します。

(2) 生活資金貸付事業

一世帯200,000円を限度として、災害・疾病・出産・葬祭等による不時の支出及び一時的な収入減により生活資金を必要とする低所得世帯に対し、生活費を貸し付け世帯の自立更生を図ります。

◆償還期間 2年以内

◆連帯保証人 1人必要

◆利子 無利子

◆申し込み

随時受付。事務局(本部)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

◆問い合わせ先 社会福祉協議会 P158参照

(3) 小口資金貸付事業

ア. 暮らし資金

一世帯100,000円を限度として、生活に必要なつなぎ資金や不時の支出を必要とする自立更生の見込みのある低所得世帯に対して貸付を行います。

◆償還期間 9か月以内

◆連帯保証人 1人必要

◆利子 無利子

◆申し込み

随時受付。事務局(本部)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、担当民生委員の確認印を受領後、関係書類を添えて提出してください。

イ. 福祉金庫

一世帯50,000円を限度として、不慮の災害・疾病等のため緊急に不時の支出を必要とする自立更生の見込みのある低所得世帯に対して貸付を行います。

◆償還期間 1年以内

◆連帯保証人 1人必要(ただし、金額により免除あり)

◆利子 無利子

◆申し込み

随時受付。事務局(本部)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、担当民生委員の確認印を受領後、関係書類を添えて提出してください。

◆問い合わせ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ) 電話(0586)85-7024